

## 2020年版インプリの一部見本です

画面の小さなスマホは横にしてご覧ください

↓ ご好評いただいている理由を少しでも確認ください ↓

### 第一章 権利関係 (14問：目標8～10点)

実物はB5版冊子テキスト+PDFファイルとなります

単純暗記だけでなく理解も必要で、宅建試験の中で最も難易度の高い科目となります。 (中略)  
まずは ( ) 等の補足は無視して重要本文を覚えていき、全体像を掴んだら補足を肉付けしていきましょう。  
ここでは最低8点がノルマです！尚、2020年より民法が大きく変わります。文末の★は改正箇所です。

1-1 契約の成立 (★★☆☆☆) ← 出題確率と覚える大変さのバランスを考慮した重要度です  
安心できる勉強優先度の表示 ↑ 出題確率が低くても簡単なものは★が多め (逆もあり)

契約とは、「申込み」と「承諾」という「意思表示」が合致することによって成立します。本試験で直接問われることは少ないので、基本の基本として覚えておいてください。

↑ 本試験へのアドバイスで軽く雰囲気チェック！

Point 契約の種類

↓ 前提知識でポイントを押さえる！

- ・契約当事者がお互いに債務を負担するか → 双務契約：売買、請負など。片務契約：贈与、無償委任など。
- ・契約当事者がお互いに対価を要するか → 有償契約：売買、請負など。無償契約：贈与、無償委任など。
- ・当事者の意思表示のみで成立するか、物の引渡しも要するか → 諾成契約：売買など。要物契約：質権など。

✓ 大量の民法改正点を

契約自由の原則 (改正民法により明文化。ちょうど4つあるので出題可能性あり) ★ ★印でしっかり区別

契約締結の自由	法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするか自由に決定することができる
契約内容の自由	法令の制限内において、契約当事者は契約内容を自由に決定することができる
契約相手方の自由	法令に特別の定めがある場合を除き、誰と契約するか自由に選択することができる
契約方法の自由	法令に特別の定めがある場合を除き、書面作成その他の方式を具備することを要しない

1. 売買契約は、売主と買主の契約をしようという【意思表示】が一致すれば成立する！ (書面不要)

改正民法により、丸々差し替えた分野も！

(中略)

↓ 『インプリCD』はこの短文を高速で3回繰り返し、【 】太字部分が2回目で無音に！

7. 当事者の【合意】がある場合は、承諾の通知を発しなくても契約は成立する！ 『シンプルCD』は超高速！

8. 契約締結費用は、当事者が【平分】して負担する！ ✓ 主要単語を除く法律用語はオプションの「宅建用語集」にまとめていますのでチェックしてください  
「意思能力」＝行為の結果を弁識できるだけの精神能力 (7～10才程度の能力)

↑ 法律用語の説明で初心者も安心！

(中略)

早い復習・回転 を重視して作成しています。

CD収録短文は全て1行or2行で、その数1100以上！理解を助ける事例文も300以上！

### 第3章 法令上の制限 (8問:目標6~7点)

3-1 国土利用計画法 (★★★★☆ 事後届出制 ★×5、事前届出制 ★×3) 基本書、問題集、過去問集、小冊子、ひっかけ対策・様々な角度から勉強できます!

国土とは限られた資源であり、適切かつ効率的な利用の妨げとなる取引や、地価の上昇を招くおそれのある取引について規制を課す必要があります。この規制を定めた法律が、国土利用計画法(国土法)です。ここで重要となるのは「届出制」です。届出制の適用される区域、届出時期、届け出る者などを正確に覚えておいてください。事後届出制はほぼ毎年出題されます。

(中略)

↓ いつでもどこでも! PDF版は【 】内が赤文字になるなどフルカラーとなります ↓

6. 事後届出の審査対象は、[土地の利用目的]についてのみである! 受験生目線でこんな勉強あったらいいなを目指した手作りノートのような教材。

7. 事前届出の審査対象は、[予定対価の額]および土地の利用目的についてである!

8. 事前届出の場合、予定対価の額や土地の利用目的を変更するときは、[再度の届出]を要する!

(減額変更の場合は再度の届出不要。事後届出に再度の届出制度はない点に注意)

↑ 間違えやすい「比較」や「関連付け」をとにかく意識!

皆様からいただいたご質問・ご要望を17年間反映し続けて

### 第4章 税その他 (8問:目標5~6点)

どんどん **パワーアップ!** 

4-1 地価公示法 (★★★★☆) **自信の全額返金保証付きです!** (2019年版の返品は0件)

応用問題は出ませんので、過去に出題された事項を正確に把握し、暗記しておいてください。それだけで大丈夫でしょう。(中略)

↓ 暗記速度アップ! 「虫食いインプリ」では【 】内が空欄となります ↓

1. 地価公示とは、一般土地取引価格の指標および事業の用に供する土地に対する適正な補償金額の算定の指標となることで、[ ]に寄与することを目的としている!

2. 地価公示は、[ ]において、標準地を選定して行われる! (都市計画区域外も含まれるが、規制区域は除かれる)

3. 標準地は、[ ]により選定され、公示された標準地につき2人以上の不動産鑑定士の鑑定評価を受ける! (国土交通大臣が選定というひっかけに注意) ← **この補足が試験に出ます!**

(中略)

余裕がある人向けの「**難問対策**」、短文以外にも「**知識を整理するための解説文**」、文章で分かりやすく解説した上で「**すごく役立つまとめ表**」もいっぱい!

**まだまだ書ききれない工夫がたくさん! 特に宅建業法は力を入れています。**

**どの宅建教材よりも練りに練っている自信があります。是非お試しください!**